

3 発生時（初動）の危機管理

3-1 傷病者発生時の対応

3-1-1 傷病者発生時の基本の対応

事故・災害等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請などを行うことが重要です。

このための基本の対応については、次ページの例に示すように、1枚のフロー図などの形で簡潔・具体的にまとめておくことが望まれます。その際には、特に以下のような点を明確にして、フロー図の中に記載しておきましょう。

【傷病者発生時の基本対応フローに盛り込むべき事項（例）】

- 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請・指示等）
- 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED手配、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊誘導、記録などの役割分担）
- 119番、110番の通報者（必要な場合は発見者など管理職以外も通報）
- 管理職・養護教諭はじめ校内の情報共有・連絡・指示
- 保護者への連絡（第一報、第二報の連絡）
- 学校設置者等への第一報
- 学校医への連絡

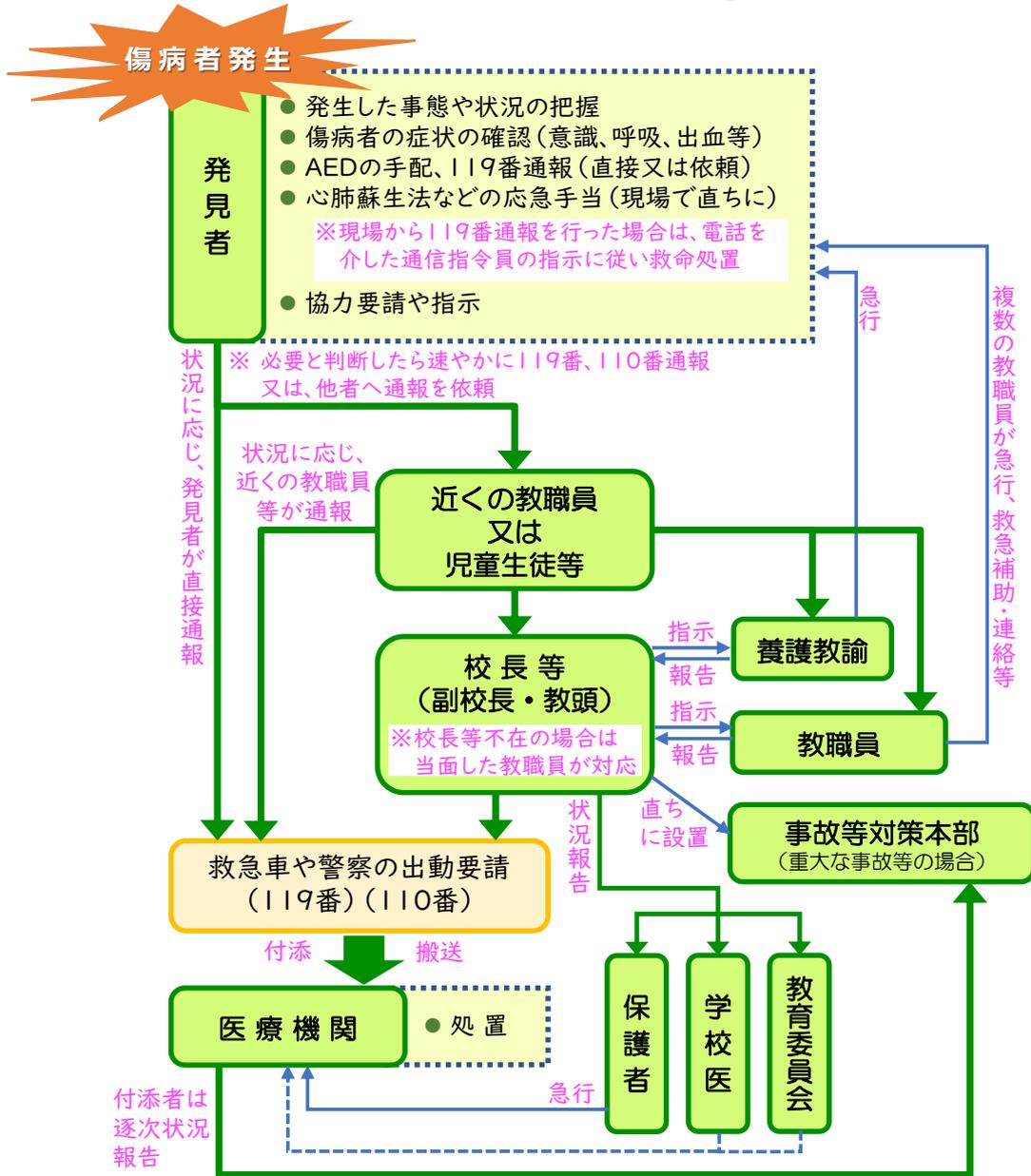
傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことも必要です。その手順についても簡潔なフロー図等が公表されていますので、それを危機管理マニュアルに引用するなどして、教職員がいざというときに活用できるようにしておきます。あわせて、一次救命処置を行う上での留意点も明記しておくことが有効です（p.53 コラム参照）。特に、運動部活動中の重大事故としては突然死も多いことから、危機管理マニュアルには運動部活動中に突然生徒が倒れたことを想定することも重要です。

《参考資料》

- 公益財団法人日本AED財団 「学校での緊急時対応計画：EAP」
https://aed-zaidan.jp/user/media/aed-zaidan/files/download/School_EAP.pdf
- さいたま市「A S U K Aモデル」 <https://www.city.saitama.jp/003/002/013/index.html>
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」 「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者・地方自治体共通～」（平成28年3月）
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf
- 環境省・文部科学省 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例

文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）を改変して作成



記載の視点

- 傷病者発生時の救急・緊急連絡フロー(下記を盛り込む)
 - 発見者の役割
 - 救命処置の優先
 - 複数で役割分担しての対応
 - 119番、110番通報者
 - 校内の情報共有・連絡・指示系統
 - 保護者への連絡
 - 学校設置者等への報告
 - 学校医への連絡
- 一次救命処置フロー
 - 一次救命処置の手順
 - 処置を実施する上での留意点

【コラム】一次救命処置の手順と留意点

一次救命処置の手順については、例えば下記の簡潔なフロー図が公表されています。以下の留意点と併せて手順を整理しておくとともに、訓練等を通じて身に付けておきましょう。

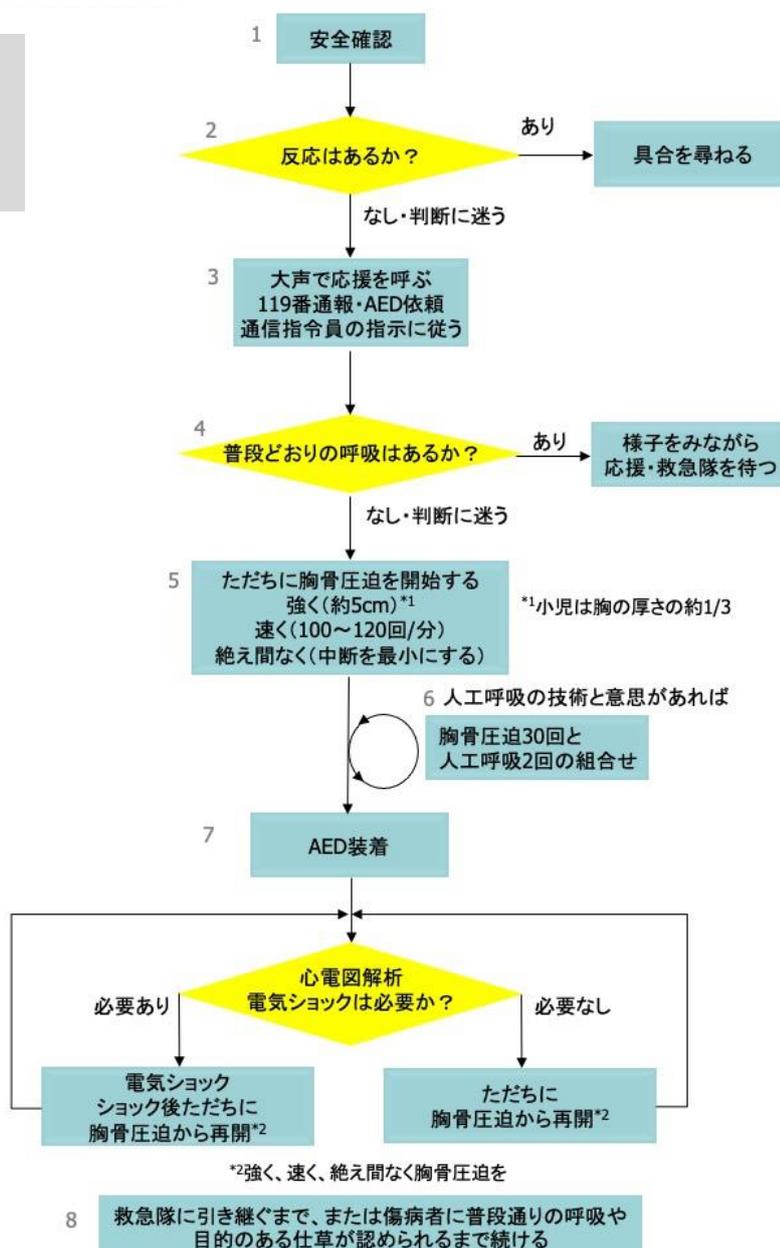
【一次救命処置を行う上での留意点】

- 意識や呼吸の有無がわからないときはない場合と同じ対応を取ること
- 突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること
- 119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
- 新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
- AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること

市民におけるBLS(一次救命処置)アルゴリズム

出典：一般社団法人日本蘇生協議会「JRC蘇生ガイドライン2020」

注)本図はドラフト版として公開されたものです。最新版は日本蘇生協議会ウェブサイト(<https://www.japanresuscitationcouncil.org/>)を確認してください。



3-1-2 頭頸部外傷発生時の対応

ラグビー、柔道、サッカー等のコンタクトスポーツや、回転運動、飛び込みを伴う競技では、転倒や投げ技で投げられて頭部を強打したり脳が激しく揺さぶられたりすることにより、脳しんとうその他の頭頸部外傷を引き起こす場合があります。

転倒などで頭部を打撲した場合の対応についても、意識障害の有無や、頸髄・頸椎損傷の可能性について適切に判断できるよう、フロー図などの形で整理しておきましょう（次ページ図参照）。特に頭部打撲の場合、その後6時間ほどは急変の可能性があることから、帰宅後の家庭での観察が必要なことにも留意します。

また、下記の注意事項も併せて記載しておくことで、より適切な対応が可能となるでしょう。

記載の視点

- 頭頸部外傷発生時の対応フロー
 - 重症度の判断方法（意識障害、頸髄・頸椎損傷の疑い・脳しんとう症状の有無等）
 - 緊急通報、応急処置（一次救命処置等）
 - 保護者への連絡方法・内容

〔頭頸部外傷を受けた（疑いのある）児童生徒等に対する注意事項〕

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）

- 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。^{※1}
- 頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。^{※2}
- 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。^{※3}
- 練習、試合への復帰は慎重に。^{※4}

※1 まったく応答がないときも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害です。意識障害が続く場合はもちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要があります。頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症となることがあります。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を1人きりにしてはいけません。

※2 脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがあります。意識が回復した後でも、急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きている場合があります。

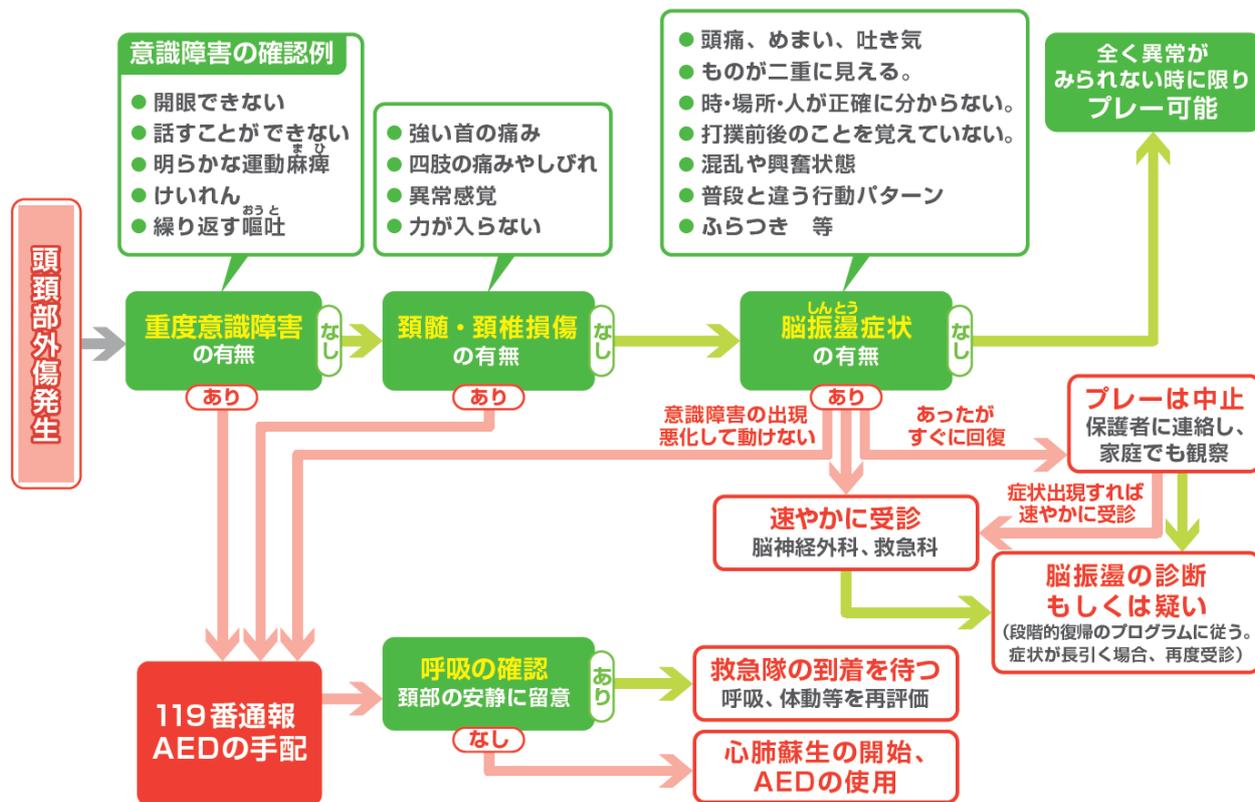
※3 頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性があります。これらの場合、速やかに救急要請をかけます。生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認します。うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察します。仰向けの場合は、以下のイラストを参考に、頭側に回り両手で頭部を支えるようにして固定します。



※4 繰り返し頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起こることがあります。スポーツへの復帰は慎重にし、段階的競技復帰(G RTP; Graduated Return to Play)の protocol に沿って運動を開始します。完全に症状が消失してから24時間経過(ステップ1)したのち、ステップ2の軽い有酸素運動の開始ができます。そこで再発がなければステップ3に進みます。症状が再発した場合は一旦ステップ1に戻り、症状が出現しなかったステップから再開します。このように段階的に運動強度を上げながら、最終的にステップ6まで経たのちに完全な復帰が可能となります。ここでは詳細を解説しきれないため、各競技団体がホームページで公開している情報を御参照ください。また、必要に応じて脳神経外科医の判断を仰ぎましょう。

頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



《参考資料》

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会 「（抜粋版）学校災害事故防止に関する調査研究 体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点」（平成25年3月）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/toukeibu/toukebu_bassui.pdf
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx

3-1-3 熱中症発生時の対応

熱中症は、迅速・適切な対応をしなければ、死に直結することもある疾病です。このため、その兆候となる症状が現れた場合には、迅速・的確な対応をとらなければなりません。

熱中症が疑われる場合の応急処置などの対応手順については、下図などを参考に、わかりやすいフロー形式で整理して、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

その際、以下のような情報も併記しておくこと、より迅速・的確な対応が可能となります。

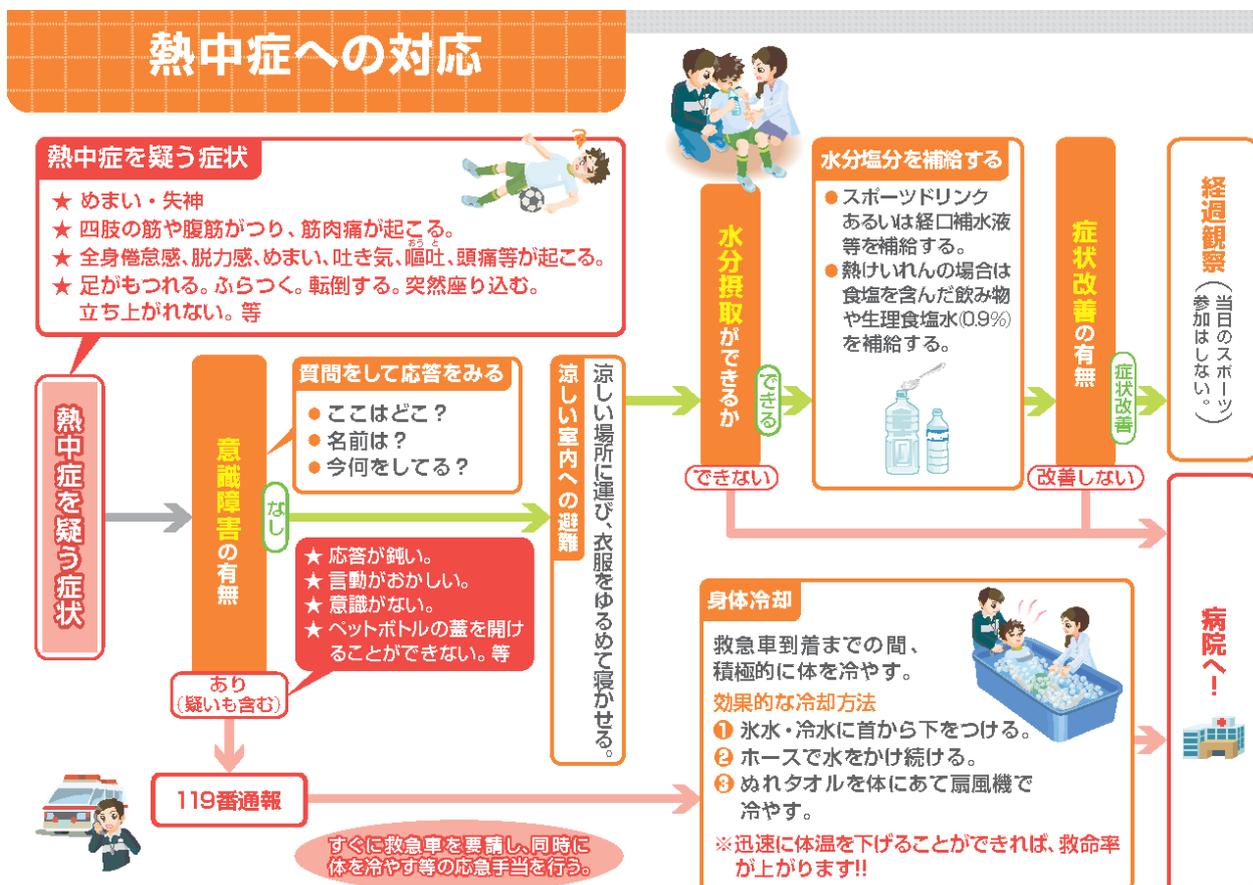
- 処置に必要な物品（水分補給用の飲料、身体冷却用の冷却剤・氷のう等）の保管場所
- 複数人での対応を想定した役割分担（被災者対応担当、救急車要請・連絡等担当、救急搬送付添者等）
- 対応上の留意点（救急車到着前から身体冷却すること、意識障害がある場合は無理に飲料を飲ませないこと、身体の効果的な冷却方法等）

記載の視点

- 熱中症の応急処置フロー
 - 判断・処置の手順、判断基準
 - 応急処置に必要な物品の種類、保管場所
 - 複数での対応を想定した役割分担
 - 対応上の留意点
- 発症時状況伝達様式

熱中症の応急処置フロー（例）

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



熱中症は、症例によっては急速に進行し重症化するため、救急搬送先の医療機関で迅速に検査・治療を開始することが望まれます。救急搬送の付添者は、発症までの経過や発症時の状況などを伝える必要がありますので、次表などを参考にした「発症時状況伝達様式」を定め、これを用いて医療機関に情報提供するとよいでしょう。

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2018」を一部改変

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

①様子がおかしくなるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
- ・ 気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）℃
- ・ 何時間その環境にいたか（ ）時間
- ・ 活動内容（ ）
- ・ どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
- ・ 帽子をかぶっていたか 無 有
- ・ 一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか（ ）

②不具合になったときの状況

- ・ 失神・立ちくらみ 無 有
- ・ 頭痛 無 有
- ・ めまい（目が回る） 無 有
- ・ のどの渇き（口渇感） 無 有
- ・ 吐き気・嘔吐 無 有
- ・ 倦怠感 無 有
- ・ 四肢や腹筋のこむら返り（痛み） 無 有
- ・ 体温（ ）℃ [腋下温、その他（ ）]
- ・ 脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・ 呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・ 意識の状態 目を開けている ウトウトしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・ 発汗の程度 極めて多い（だらだら） 多い 少ない ない
- ・ 行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
- ・ 現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）

③最近の状況

- ・ 今シーズンいつから活動を始めたか（ ）日前（ ）週間前（ ）月前
- ・ 体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・ 睡眠が足りているか 充分 不足
- ・ 風邪を引いていたか 無 有

④その他

- ・ 身長・体重（ ）cm（ ）kg
- ・ いままで熱中症になったことがあるか 無 有
- ・ いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】
病名（ ）
- ・ 現在服用中の薬はあるか 無 有
種類（ ）

《参考資料》

- 環境省 「熱中症環境保健マニュアル 2018」
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- 環境省・文部科学省 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

3-1-4 食物アレルギー発生時の対応

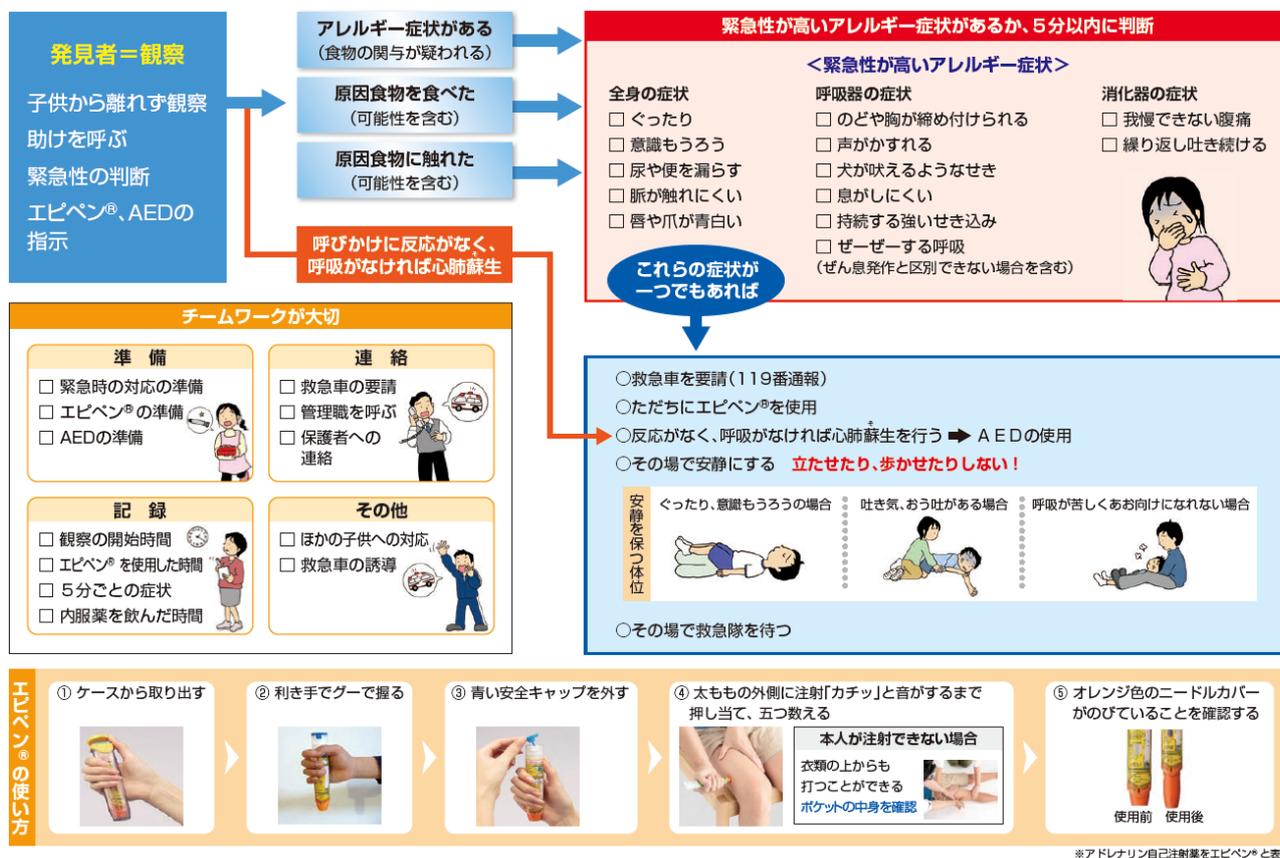
学校生活の様々な場面で、アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応が取れるようにするため、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。あわせて、緊急時の対応をフロー形式で整理し、危機管理マニュアルに記載しましょう。

記載の視点

- アレルギー疾患による緊急時の対応フロー、緊急性の高い症状(判断基準)
- エピペン®の使用方法

緊急時の対応フロー(例)

出典：文部科学省・他「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」(平成27年2月)



《参考資料》

- 公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)」
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>

3-2 犯罪被害発生時の対応

3-2-1 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして、児童生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求める等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点があります。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望まれます。

記載の視点

- 不審者立ち入りへの対応フロー
 - 不審者か否かの判断方法
 - 応援教職員の集め方（緊急ブザー等）
 - 不審者への初期対応（退去を求める等）
 - 110番通報、学校設置者等への緊急連絡
 - 児童生徒等の避難判断・指示、避難誘導
 - 不審者の隔離・抑止
 - 安否確認、負傷者等の応急手当
- 不審者侵入に関する情報共有・対応指示するための具体的方法（校内緊急放送文案等）

【不審者対応の留意事項(例)】

- 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。
- 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
- 児童生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。
- 相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。
- 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。
- 警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。
- 目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）。
- 防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。

また、特に、不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、児童生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

《参考資料》

- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）p.24～31
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyuu_all.pdf

3-2-2 登下校時の不審者事案

学校の近隣で事件・不審者が発生したという情報や、登下校中の児童生徒等に危害が加えられたという情報が寄せられたりした場合には、警察等の関係機関や保護者と連携し、これに適切に対応することが必要です。

不審者等に関する情報は、現在進行中の出来事から数日前の出来事、重大事件から誤報事案まで、様々な情報がありますので、学校は、第一報が入った時点で緊急に対応が必要な事案かどうかを確認し、適切に対応することが必要です。危機管理マニュアルには、そのための判断体制、判断基準について記載しておきます。

犯罪被害の可能性は、いつ、どのような事態が発生するかによっても異なります。不審者が凶器等を持っているかなど、情報を得たタイミングが登校前なのか、在校中なのか、登下校中なのかなど、その状況によって取るべき対応が異なりますので、様々なケースを想定して、具体的な対応を危機管理マニュアルに記載します。その際、例えば学校への爆破予告など脅迫行為については、いたずらや嫌がらせの可能性があったとしても、最悪の事態を想定し、児童生徒等・教職員の安全を第一に考えて対応するよう定めておきます。

また、こうした対応は、学校単独で行えることには限りがあり、警察などの関係機関や、近隣校、保護者・地域との連携が不可欠です。このため、連携の相手先や情報共有・協力依頼する内容などについて、事前に検討し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

記載の視点

- 第一報を踏まえた緊急対応要否の判断
 - 判断者
 - 判断基準
- 犯罪被害の危険度、情報を得たタイミング等に応じた具体的な対応
 - 危険度によるケース分け(危害発生、凶器を所持した不審者、その他の不審者)
 - 情報を得たタイミング(登校前、在校中、登下校中 等)
 - 教職員・児童生徒等のそれぞれが取るべき対応
- 関係機関等との連携
 - 連携すべき関係機関等
 - 関係機関別の、情報共有・協力依頼の内容

◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応 ⇒ サンプル編 p.64

3-2-3 学校への犯罪予告等への対応

学校に対して爆破予告などの犯罪予告・脅迫が寄せられたり、校内で不審物が発見されたりした場合にも、これに適切に対応し、児童生徒等に危害が及ぶことを防止する必要があります。

犯罪予告などは電話で寄せられる場合も少なくありませんので、不信な電話があった場合の対応や留意点についても、あらかじめ整理してまとめておきましょう。これは、校内で所有者・内容物のわからない不審物が発見された場合の対応についても同様です。児童生徒等を遠ざけるなど、その場で取りうる安全確保策も事前に検討し、危機管理マニュアルに記載するとともに、教職員全員が身に付けておくようにします。

犯罪予告や不審物発見等を基に緊急対応の要否を判断する際には、たとえいたずらや嫌がらせの可能性が高くとも、最悪の事態を想定して、児童生徒等・教職員の安全を第一に対応することが必要です。迷わず警察に通報するとともに学校設置者等にも報告することや、情報を得たタイミングに応じて児童生徒等・教職員へ指示する事項などを、危機管理マニュアルに記載しておきます。また、爆発物等の搜索、不審物対応などは教職員では行わず、警察をはじめとする専門機関に委ねることも、あらかじめ定めておきましょう。

犯罪予告や不審物への対応は、緊急性が高く早急な対応が必要となる場合も少なくありません。危機管理マニュアルには、その対応をわかりやすくフロー図などの形で整理しておくとい良いでしょう。

記載の視点

- 学校への犯罪予告、校内不審物発見時の対応フロー
 - 不審電話への対応方法、対応上留意点
 - 不審物発見時の緊急対応（児童生徒等の安全確保）、対応上の留意点（不審物には触らない等）
 - 警察への通報、学校設置者等への第一報報告
 - 発生タイミング（登校前、在校中、登下校中等）別の、教職員・児童生徒等が取るべき対応
 - 保護者への連絡

◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー ⇒ サンプル編 p.66

3-3 交通事故発生時の対応

登下校中などで交通事故が発生した場合には、事故直後に学校に第一報が入る可能性があります。場合によっては、被害に遭った児童生徒等と行動を共にしていた児童生徒等が、あわてて学校へ駆け込んでくることもあるかもしれません。

このため、交通事故発生の第一報が入った場合には、その状況を聴き取るとともに、未通報であれば学校から119番・110番通報を行うことも必要です。また、学校設置者等や保護者へ第一報の報告をすることに加えて、事故現場に急行し、負傷者がいる場合にはその対応に当たったり、状況に応じて救急車へ同乗して搬送先に同行したりします。現場周辺に他の児童生徒等がいる場合には、その安全確保も行うことが必要ですので、事故現場には複数の教職員が向かうことが望まれます。このように様々な対応を並行・手分けして行うことができるよう、必要な事項をわかりやすくフロー図などで整理しておきましょう

記載の視点

- 交通事故発生時の対応フロー
 - 第一報の聴き取り(聴き取り項目等)
 - (未通報の場合)119番、110番通報
 - 事故当事者となった児童生徒等の保護者への連絡
 - 学校設置者等への第一報報告
 - 事故現場又は搬送先への教職員派遣、派遣先での実施事項

◆ 交通事故発生時の対応フロー ⇒ サンプル編 p.67

【コラム】交通事故の加害者となった児童生徒等への対応

自転車や自動二輪車で通学が認められている学校の場合は、児童生徒等が交通事故の被害者ではなく加害者となってしまう可能性もあります。そのような場合には、負傷者の救護や警察等への通報など、事故当事者として児童生徒等が取るべき対応があります。

しかし、発達段階や児童生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、児童生徒等が自らの力で適切な対応が取れないこともありますので、事故後に児童生徒等が取った行動を確認し、対応が不十分な場合は、支援・指導を行うことが必要です。

3-4 災害発生時の対応

3-4-1 火災発生時の対応

多くの学校では、火災発生時に取りるべき対応については、危機管理マニュアルとは別に、消防計画の中で定めています。

火災発生時には、基本的にこの消防計画に定められた対応を取ることとなりますので、あらかじめ避難訓練や消火訓練などを通じて身に付けておきましょう。

消防計画のうち、特に火災発生の初期段階に取りるべき対応については、簡潔・具体的なフローの形で整理しておく、より効果的です。こうしたフロー図は、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用することもできますので、訓練実施の機会などを活用して作成し、いざというときに使えるようにしておくとい良いでしょう。

記載の視点

- 火災発生時の対応フロー
 - 火災報知器作動時の対応（火元確認 等）
 - 火災発見者の取るべき対応（大きな声で知らせる、火災報知ボタンを押す 等）
 - 初期消火（実施方法、初期消火の限界の判断基準 等）
 - 消防への通報
 - 避難指示（判断者、指示内容文案 等）
 - 避難誘導・避難行動（授業中、休憩時間中など発生タイミングに応じて取るべき行動）
 - 避難の際の留意点（姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う 等）
 - 非常持ち出し品、担当者
 - 避難場所

3-4-2 気象災害時の対応

3-4-2-1 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

大雨など気象災害のおそれがある場合、事前に様々な防災気象情報（注意報・警報等）が発表されます。気象庁では、「重大な災害が発生するような警報級の現象が概ね3～6時間先に予想される時」に警報を、また「警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているとき」には、警報の発表に先立って、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表することとしています。さらに近年では、「今後、特別警報を発表する可能性がある」などというように、予告的に注意が呼び掛けられることもあります。

学校の立地環境により、大雨等による水害・土砂災害などの危険がある場合は、こうした情報を的確に収集し、臨時休業や始業時刻の繰り延べ、授業打ち切りなどの措置を取ることが必要です。児童生徒等の中には近隣校に通う兄弟姉妹がいる場合もあることから、近隣校

記載の視点

- 登校前の臨時休業・始業時刻変更、及び在校中の授業打ち切り等についての
 - 判断のために収集する情報、収集方法
 - 判断基準
 - 近隣学校、学校設置者等との連絡調整
 - 保護者等への連絡方法
- 授業打ち切り後の引渡し等の判断基準

との連携も必要でしょう。学校設置者等、放課後児童クラブなどとも密な連携をとって、判断することが大切です。また近年では、大雨や台風の来襲が予想されている場合に、公共交通機関が早い段階で運休を決定・公表することもあります（計画運休）。私立・株立の小中学校や高校、特別支援学校など、遠方から通学する児童生徒等がいる場合には、各交通機関の対応についても考慮することが必要です。

危機管理マニュアルには、そのために収集すべき情報の種類、臨時休業等の判断基準、近隣校等との連携や、保護者への連絡方法などについて、具体的に定めておきます。特に、児童生徒等の在校中に、その後の天候悪化が見込まれて授業打ち切りを行う場合には、慎重な判断が大切です。下校中の安全を確保するため、必要に応じて学校への待機を選択することなども、危機管理マニュアルに定めておきましょう。

◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置 ⇒ サンプル編 p.68

3-4-2-2 突発的な気象災害等の発生時の対応

大雨・強風がもたらす洪水・浸水害や土砂災害などは、災害をもたらすような気象状況が予想された段階で注意報・警報などの防災気象情報が発表されるため、あらかじめそれらの情報に基づいて対応できる場合が少なくありません。しかし近年は、突発的なゲリラ豪雨など、事前に予測されていないような急激な気象状況の変化が災害をもたらす例も数多く報告されています。また、雷や竜巻・突風などは、局地的に発生するため予測が非常に難しいことから、防災気象情報のみに頼らずに身近な前兆現象を基に判断する必要もあります。

このため危機管理マニュアルでは、事前の対応（臨時休業等）がない中で、突然これらの災害等が発生した（又は発生する可能性が高い状況となった）場合も想定して、対応を考えておくことが必要です。

「危機発生に備えた対策」の一環として、それぞれの事象に応じて避難の判断基準、避難場所、避難経路、避難手段などをとりまとめた「避難計画」の内容を、わかりやすく簡潔なフロー図等にまとめておくと、いざというときに円滑に対応することができます。授業中のほか、休憩時間中、放課後など、児童生徒等の活動状況や所在場所が異なる様々なタイミングに応じた対応をそれぞれフロー図にしておくといでしょう。

記載の視点

- 児童生徒等在校時の突発的な気象災害等の発生時の対応フロー
（授業中、休憩時間中、放課後・休日の部活動時など、様々な状況を想定）
 - 警戒本部等の設置
 - 必要な気象情報の収集
 - 避難判断の基準（市町村による避難情報発令、各種事象の前兆現象等）
 - 事象別の避難場所・避難経路
 - 避難経路等の安全確認
 - 避難指示の方法（使用する機器、文案等）
 - 保護者への連絡（連絡手段）
 - 学校設置者等への報告

◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中） ⇒ サンプル編 p.69

3-4-3 地震発生時の対応

地震発生時には、次のように段階的な避難行動を取ることが必要です。

- 地震感知(揺れを感知、緊急地震速報を受信)と同時に身の安全を確保する「一次避難」
- その後、校内のより安全な場所(校庭等)へ避難する「二次避難」
- 津波や延焼火災その他の二次災害の危険が学校に迫った場合に校外の安全な場所へ避難する「三次避難」

一次避難では、児童生徒等がどこにいるか(普通教室、特別教室、校庭等)によって取るべき行動が異なります。また、二次避難や三次避難の避難場所も、当日の天候や学校・周辺地域の被災状況に応じて、複数ある候補の中から選択する必要が出てくるかもしれません。

発災時に、こうした対応を円滑に行うためには、教職員が実施すべき事項や児童生徒等の対応、避難に関する判断などを簡潔・具体的にフロー図などの形で整理しておくことが望まれます。この地震発生直後のフロー図は、授業中に地震が発生した場合の他、休み時間中、部活動中などいくつかのパターンを考慮しておくことも必要です。

記載の視点

- 地震発生時の対応フロー
(授業中、休憩時間中、放課後・休日の部活動時など、様々な状況を想定)
 - 一次避難(身を守る行動)
 - 各種手段による地震・災害状況の情報収集
 - 二次避難の意思決定、避難場所、避難誘導とその留意事項
 - 三次避難の意思決定(判断基準)、避難場所、避難誘導とその留意事項
 - 保護者への連絡(連絡手段)
 - 学校設置者等への報告

◆ 地震発生直後の対応フロー(授業中)

⇒サンプル編 p.70

【コラム】南海トラフ地震に関連する情報

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの区域は、フィリピン海プレートとユーラシアプレートが接して、海底に溝状の地形が形成されています。この区域は「南海トラフ」と呼ばれ、過去に繰り返し巨大地震が発生しています。

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」を発表します。南海トラフ地震の地震防災対策推進地域や地震津波避難対策特別強化地域に指定されている地域の学校では、こうした情報が発表された場合の対応についても、市町村の防災担当部局などと協議の上、あらかじめ定めておく必要があります。

3-4-4 火山災害発生時の対応

気象庁は、全国に 111 ある活火山を対象として、噴火警報^{※1)}を公表しています。また、活火山のうち周辺に住民や登山者が存在する 49 火山については噴火に伴う火山現象の影響を受ける範囲の市町村が「火山災害警戒地域」に指定されており、内 48 火山については「噴火警戒レベル」^{※2)}の導入とそれを活用した避難計画の策定が進められています。

- ※1) 生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や、その拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表される警報。
- ※2) 火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を 5 段階に区分して発表する指標。

火山噴火のハザードマップで示される火山現象の影響範囲内に立地している学校は、市町村の地域防災計画で避難促進施設に指定されている場合（本編 p. 2 コラム参照）はもちろんのこと、まだ指定されていない場合でも、市町村等の避難計画に基づいて火山災害発生時の避難計画を作成することが必要です。その際には、噴火警戒レベルの引上げ、市町村による避難情報の発令のほか、突発的に噴火が発生した場合も想定しておくことが望まれます。また、積雪期のみ考慮しなければならない融雪型火山泥流など、火山現象によって留意すべき点が異なりますので、そうした事項も考慮しなければなりません。

事前の危機管理の一貫として、上記のような「避難計画」をまとめた上で、発災時の対応のために、必要な事項を簡潔・具体的に示すフロー図などの形で整理しておく、いざというときに役立つでしょう。

記載の視点

- 火山災害発生時の対応フロー
 - 噴火警戒レベルの発表、避難情報の発令、突発噴火など様々な場合を想定した
 - 情報収集・伝達
 - 関係機関（市町村災害対策本部等）との連携
 - 火山活動の状況（噴火警戒レベル等）に応じた避難場所の決定
 - 避難経路等の安全確認
 - 避難指示の方法（使用する機器、文案等）
 - 保護者への連絡（連絡手段）
 - 学校設置者等への報告

◆ 火山噴火対応フロー ⇒ サンプル編 p.71

3-4-5 原子力災害発生時の対応

原子力発電所をはじめとする原子力施設の周辺では、万が一、原子力施設で事故が発生した場合に備えて、以下の2種類の「原子力災害対策重点区域」が設定されています。

- **予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)** :原子力施設から概ね半径 5km の区域。放射性物質が放出される前の段階から、予防的に避難等を行う。
- **緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action planning Zone)** :PAZ の外側の原子力施設から概ね半径30kmの区域。段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う。

これらの区域では、原子力施設で発生した事故等の重大性を基に設定する3段階の緊急事態区分に応じて、下表のように段階的に避難等を行うこととなっています。避難先は、原則としてUPZの範囲外（原子力施設から30km以上離れた場所）となるため、場合によっては他の市町村や県外までの「広域避難」となることも、原子力災害の特徴です。

| 緊急事態区分 | 原子力災害対策重点区域 | |
|--------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| | PAZ(約5km圏内) | UPZ(約30km圏内) |
| 警戒事態 (所在市町村で震度6弱以上、等) | ● 施設敷地緊急事態要配慮者 [※] の避難準備を開始 | — |
| 施設敷地緊急事態 (原子力発電所で全交流電源喪失、等) | ● 住民の避難準備を開始 ● 施設敷地緊急事態要配慮者 [※] の避難を開始 | ● 住民の屋内退避準備を開始 |
| 全面緊急事態 (原子力発電所で冷却機能喪失、等) | ● 住民の避難を開始 ● 住民は安定ヨウ素剤服用 | ● 住民は屋内退避 (状況に応じ、段階的に予防的に避難等を行う場合あり) |
| 緊急時モニタリングで空間放射線量が一定値以上と特定された区域 | — | ● 住民は避難、又は一時移転 |

※施設敷地緊急事態要配慮者とは、以下のいずれかに該当するものこと。

- 災害対策基本法に規定する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの。
- 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの。
 - (a) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの。
 - (b) 安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの。

PAZやUPZ内に立地する学校では、原子力施設で事故等が発生した場合に備えて、上記の緊急事態区分に応じた対応を検討し、あらかじめ避難計画として整理しておくことが必要です。市町村が原子力災害に係る広域避難計画などを作成しており、その中で学校の対応についても基本的な事項が定められている場合が多いので、市町村の防災担当部局等に確認してみましょう。

その上で、各段階で学校としてどのような対応を取るか、簡潔なフロー図等にまとめておくといでしょう。

記載の視点

- 原子力災害時の対応フロー
 - 緊急事態区分ごとの学校の対応（学校での引渡し、屋内退避、避難先での保護者引渡し等）

◆ 原子力災害対応フロー (UPZ内の場合)

⇒ サンプル編 p.72

3-5 その他の危機事象の発生時の対応

3-5-1 弾道ミサイル発射等への対応

弾道ミサイルが発射され日本に飛来するおそれがある場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）を介して、市町村の防災行政無線（屋外スピーカー等）や携帯電話のエリアメール・緊急速報メールで、特殊な警報サイレン音とともにメッセージが流されます。

※ 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は発生する明白な危険が迫っている事態を「武力攻撃事態」といい、「国民の保護に関する基本指針」では、着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃の4類型を想定しています。

例えば弾道ミサイルは発射から10分足らずで到達する可能性もありますので、警報が出されたときには、直ちに行動を取る必要があります。管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で迅速・正確な情報を入手するとともに、校内放送を通じて教職員・児童生徒等に対応を指示しなければなりません。事前に検討する避難計画の中で、授業中（屋内・屋外）の場合、登下校中の場合など、様々なケースを想定して、具体的な避難場所・避難方法を定めておくとともに、発生時の対応として簡潔なフロー図にまとめておくことが望まれます。

記載の視点

- 弾道ミサイル発射情報など、国民保護情報が出された場合の対応フロー
 - 情報収集(手段等)
 - 取るべき行動とその指示
 - 被害発生(ミサイル落下等)時の対応
 - 学校外への避難が必要な場合の対応
 - 対応解除の条件

〈弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の基本的な対応〉

| 屋内にいる場合 | 屋外(校庭等)にいる場合 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ● カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる | <ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ頑丈な建物（校舎など）の中に入る ● 建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る |
| 【付近にミサイルが落下した場合】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する | <ul style="list-style-type: none"> ● 口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難 |

《参考資料》

- 内閣官房 「国民保護ポータルサイト」 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）p.42～44
弾道ミサイル発射時を想定した情報伝達と学校の対応（例）のフロー等が記載されています。
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyu_all.pdf

3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

3-6-1 校外活動中に発生した場合の対応

校外活動中に事故・災害等が発生した場合には、引率教職員を中心とした限られた人員でその対応に当たらなければなりません。また、事故・災害の渦中では、学校に残る管理職等と連絡を取り、その判断の下で対応できるとは限らず、連絡が取れない状況の中で引率教職員が判断を下さざるを得ない場合もあるでしょう。このため、万が一の場合に的確に対応できるよう、具体的な対応を定めて危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

校外活動の実施前に行った事前検討により、想定される様々な事故・災害等に応じて、その発生等に関する情報をどのように、どこから入手するか、発生した場合に児童生徒等や教職員が身の安全を確保するために取るべき行動（一次避難）や、その後の避難場所・避難経路・避難手段などについて整理し、教職員や児童生徒等の共通認識としておきましょう。校外活動の行き先に応じて、想定する事故・災害、取るべき行動や避難場所等は異なりますので、それらの情報を記入するフロー図などの様式を定め、校外活動の都度、その内容を事前に記載して引率教職員らが携帯する形を取ると有効です。また、例えば修学旅行などでは、児童生徒等がグループ別に個別行動を取っていることもありますので、そのような場合に児童生徒等とどのように連絡をとり、安否等を確認するかについても定めて記載しましょう。

学校との連絡手段や、保護者との連絡体制についても、明確化しておくことが必要です。校外活動先で多くの児童生徒等が被災する事故・災害等に見舞われた場合には、学校から応援教職員を派遣することも必要となりますので、そうした学校側の対応についても危機管理マニュアルに明記しておきましょう。

記載の視点

- 校外活動中に事故・災害等が発生した(又は、そのおそれがある)場合における引率教職員・児童生徒等の対応
 - 事故・災害等の発生等に関する情報の入手方法(入手手段・入手先)
 - 身の安全を確保するために取るべき行動、避難場所・避難経路・避難手段等(想定される事故・災害等の種類別にそれぞれ定める)
 - 児童生徒等との連絡・安否確認方法(グループ別行動時を含む)
 - 学校への連絡(連絡手段、連絡責任者等)
- 帰校・帰宅・引渡しの方法、その判断者・判断基準(学校と連絡がつかない場合を含む)
- 校外活動中に事故・災害等が発生した(又は、そのおそれがある)場合における学校の対応
 - 保護者への連絡(連絡手段、連絡担当者等)
 - 学校設置者等への第一報
 - (必要に応じた)応援教職員の派遣

3-6-2 校内行事開催中に発生した場合の対応

保護者や来賓などが参加する校内行事の開催中に、事故・災害等が発生した場合には、来訪者に対し、身の安全を確保するための行動などをとってもらうことが必要となります。日頃から校内の状況を熟知し、訓練等を行っている教職員・児童生徒等とは異なり、来訪者の多くはどのように行動すべきかを十分に理解していない場合も少なくありませんので、その場で具体的な行動を明確に指示することが大切です。

危機管理マニュアルには、事故・災害等の種類に応じた来校者の取るべき行動、避難場所等について定めるとともに、具体的な対応指示の方法・担当者なども定めておきましょう。

また、多くの来校者が校内にいる場合でも、教職員が優先すべきは児童生徒等の安全確保です。限られた人数では、保護者や来賓に個別対応することは困難ですので、事前に代表者などに窓口となって対応していただくことを依頼し、来校者の安否確認とりまとめ、その他の対応などを担当していただくことも有効です。

記載の視点

- 校内行事の開催中に事故・災害等が発生した場合について、
 - 来校者が身の安全を確保するために取るべき行動、避難場所・避難経路・避難手段等
 - 来校者への行動指示の方法、担当者
 - 来校者代表による安否確認とりまとめ等の対応

4 事後の危機管理

4-1 事後（発生直後）の対応

4-1-1 児童生徒等の安否確認

事故・災害等の発生後には、速やかに児童生徒等の安全を確認する必要があります。

安否確認を行うべき事態かどうかについては、あらかじめ判断基準を明確に定め、これを教職員間の共通認識としておきましょう。また、事故・災害等の発生タイミングによって、誰がどのように安否確認を行うかも異なります。在校中に起きた場合、登下校中に起きた場合、児童生徒等が自宅等にいる夜間・休日等に起きた場合など、様々な場合を想定し、そのそれぞれについて安否確認の役割分担や実施方法を定めましょう。

事故・災害時には、通信回線の輻輳・途絶や停電の影響で、通常用いている連絡手段（電話・メールなど）が利用できないこともあります。そのような場合に備え、安否確認の手段には複数の方法を考えておきます。ときには「貼り紙」や「伝言」を活用するなど、様々な手段を用意して、確認方法は多様性を持たせておくことも大切です。ただし、通学路をたどっての確認、家庭訪問や避難所巡回など、教職員が出かけて行って安否確認を行う際には、事故・災害等の被害や二次災害に巻き込まれないよう、安全確保対策も同時に行わなければなりません。単独行動を避ける、連絡手段を用意して連絡を途絶えさせないようにするなど、安全確保のための基本的なルールも事前に検討して、危機管理マニュアルに記載します。

安否確認で、どのような情報を把握すべきか、把握した情報をどのように整理し、誰に報告するかなども、あらかじめ明確化しておくことが必要です。事前に「事故・災害用児童生徒等安否確認様式」などを定めておくとともに、安否情報の集約担当者に確認結果を伝えることなど、一連の情報集約・報告の手順も整理しておく有効です。

記載の視点

- 在校中・登下校中・在宅時（学校管理外）別安否確認実施の判断基準
- 在校中・登下校中・在宅時（学校管理外）別安否確認の役割分担、実施方法
- 停電・通信途絶等発生時の安否確認方法（複数・多様な代替手段）
- 安否確認に当たる教職員の安全確保策
- 安否確認で把握すべき情報（「安否確認様式」など）
- 安否確認結果の情報集約・報告手順

◆ 安否確認 ⇒ サンプル編 p.73

◆ 災害用児童生徒等安否確認様式 ⇒ サンプル編 p.75

4-1-2 集団下校・引渡しと待機

事故・災害等が発生した後は、児童生徒等の登下校の安全を確保するため、集団下校をさせるか、保護者等へ引渡しを行うか、学校で待機するかなど、児童生徒等の安全を第一に考えた判断を下す必要があります。

危機管理マニュアルには、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を収集することや、そのための複数の手段について記載するとともに、判断の基準・判断者についても定めておきましょう。

また、集団下校や引渡しの具体的な手順や役割分担、保護者への連絡方法も定めておきます。連絡方法は複数の手段を用意するほか、具体的な文例も準備しておくとうよいでしょう。学校で待機する場合に備え、待機場所、必要物資・食料等の確保方策についても、事前に検討してマニュアルに定めておくことも必要です。さらに、校外活動を実施している場合に事故・災害等が発生した場合を想定して、情報収集・判断や引渡し等の手順等も検討し、教職員はもとより保護者等へも共通の認識としておきましょう。

記載の視点

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 集団下校・引渡し・待機の判断を下すための下記事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集手段(複数の多様な手段) ● 判断基準(引渡し後の安全が確保できない可能性がある場合の判断を含む) ● 判断者 ● 集団下校、引渡し、待機についての下記事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者への連絡方法、連絡文例 ● 具体的な手順 ● 教職員間の役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校で待機する場合についての下記事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 待機場所(災害時に避難所として利用される場所とは別に設定) ● 必要な物資・食料等の調達方法(備蓄、その他) ● 校外活動中に事故・災害等が発生した場合を想定した下記事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 活動中止、引渡しの判断基準、判断者 ● 引渡し場所(現地、学校)の判断 ● 保護者への連絡方法 ● 具体的な手順 ● 教職員間の役割分担 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

◆ 集団下校・引渡しと待機

⇒サンプル編 p.76

4-1-3 保護者等・報道機関への対応

4-1-3-1 被災児童生徒等の保護者への説明と支援

被災児童生徒等の保護者への対応・支援にあたっては、その心情に十分に配慮することが必要です。

まず、事故・災害等の発生直後に第一報を入れ、続いて第二報を入れるなど、速やかな連絡を取ることが重要ですので、その旨を危機管理マニュアルに定めるとともに、発生時の対

応フロー等にも記載しておきます。また、対応窓口となる教職員を定めて一本化することも必要ですので、その指名方法や指名にあたっての留意点も記載しておきましょう。

被災児童生徒等の保護者への対応には、「事実を迅速に伝える」ことを始め、様々な留意点があります。スクールカウンセラーなど専門家による相談・支援の紹介、事故・災害等発生後の各段階における支援・対応の内容、事故・災害等についての情報を公表する際の事前の確認・承諾など、重要な事項はあらかじめ整理して危機管理マニュアルに記載することで、いざというときに円滑かつ的確な対応ができます。

記載の視点

- 発生時の連絡（第一報、第二報の時期、内容等）
- 担当窓口の一本化
 - 窓口担当予定者
 - 担当者指名上の留意事項
 - （必要に応じ）学校設置者等への支援要請
 - 継続的支援のための引継ぎ
- 対応上の留意点
 - 心情への配慮、「事実」の迅速・正確な伝達
 - 心のケア対応（専門家・専門機関などによる相談・支援の紹介など）
 - 事故・災害発生後の段階に応じた支援・対応
 - 在校児童生徒等・他の保護者への説明、報道機関等への公表に際しての配慮・留意事項
 - 死亡事故の場合の葬儀等への対応、その後の学校との関わりなどに関する配慮
 - 被災児童生徒等の兄弟姉妹へのサポート

◆ 被災児童生徒等の保護者への対応

⇒ サンプル編 p.80

《参考資料》

- 文部科学省 「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p.33～34

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou_all.pdf

【参考資料7】遺族等への関わり

（文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）から引用）

4-1-3-2 児童生徒等、保護者への説明

学校管理下（登下校を含む）で事故・災害等が発生すると、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大が懸念されることもあります。このような事態を防ぐためには、必要に応じて、在校児童生徒等やその保護者に対する説明の機会を設けることも重要です。

どのような場合に児童生徒等や保護者への説明を行うかについては、あらかじめ検討し、目安とする判断基準を危機管理マニュアルに定めておくことが望まれます。また、説明等の中で公表する情報について、あらかじめ被災児童生徒等の保護者に確認し承諾を得ておくことも改めて記載し、確実に実施できるようにしておきましょう。

さらに、児童生徒等・保護者への説明について、その方法や内容、留意点などを記載しておくことで、円滑に対応できます。その際、児童生徒等への説明に関しては、心のケアについても記載しておきましょう。また保護者への説明については、発生した事故・災害等の概要だ

けでなく、学校の対応状況や、今後の見通し、保護者への協力依頼なども併せて伝える必要がありますので、それらを取りこぼすことのないよう、文書や説明会での情報提供内容について、あらかじめ基本的な事項を洗い出しておくことが有効です。

記載の視点

- 児童生徒等、保護者への説明実施の判断基準
- 被災児童生徒等の保護者への配慮（説明内容の確認・承諾）
- 児童生徒等への説明
 - 説明方法（全校集会、学年・学級ごとの説明等）
 - 説明内容（事故・災害等の概要等）
 - 心のケアへの配慮（専門家の支援・助言等）
- 保護者への説明
 - 説明方法（報告文書、緊急保護者会等）
 - 説明内容（事故・災害等の概要、学校の対応状況、保護者への依頼事項等）

◆ 児童生徒等、保護者への説明 ⇒ サンプル編 p.82

4-1-3-3 報道機関への対応

事故・災害等の発生後には、報道機関等から取材を求められることもあります。これに適切に対応することは、無用な混乱、誤解や不信を招かないためにも重要です。

報道関係者への対応窓口は、原則として一本化することが必要です。学校設置者等と協議することや、学校で対応する場合には管理職（校長等）を充てることについて、危機管理マニュアルに定めておきます。

また、報道関係者への対応には、様々な留意点があります。被災児童生徒等やその保護者の心情に配慮しつつ正確な事実情報を提供する上で留意すべき事項や、報道関係者との信頼関係を構築する上での留意点、学校現場に混乱を引き起こさないために報道機関に要請すべき事項、取材対応で注意すべき点などは、事前に検討した上で危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

記載の視点

- 対応窓口（学校設置者等又は管理職への一本化）
- 対応上の留意点
 - 正確な事実情報の提供（関係機関の情報による事実確認、公表情報についての被災児童生徒等の保護者の確認・承諾など）
 - 誠意ある対応、公平な対応
 - 正常な学校活動を維持するための報道機関への要請
 - 取材者の確認・記録
 - 質問への回答上の留意点
 - 記者会見の設定手順・配慮事項 等

◆ 報道機関への対応 ⇒ サンプル編 p.83

4-1-4 教育活動の継続

児童生徒等の安全が一旦確保された後も、事故・災害等の状況によっては、しばらくの間、休校措置が必要となることもあります。事前に臨時休業の判断基準などをできるだけ具体的に定めておくほか、保護者や児童生徒等への連絡方法なども危機管理マニュアルに記載しておきます。休校措置がある程度の期間続く場合には、途中で臨時登校日を設けることも望まれますので、その実施についても記載しておくといでしょう。

事故・災害等の発生後、学校は、教育活動の継続について検討・決定し、学校機能の早期回復を図ることが求められます。そのためには、まず、児童生徒等・教職員の被災状況や、学校の施設・設備等の被害状況、通学路・通学手段の状況などについて把握し、その状況を踏まえた応急教育計画を作成することが必要です。危機管理マニュアルには、被害状況等を把握して必要な応急措置等を実施することや、応急教育計画を作成する上で検討すべき事項（教育の場の確保、教育課程等の再編成など）について、具体的に記載しておきます。応急教育について検討する上では、オンライン授業の活用など、最近の学校を取り巻くICT環境の進展なども考慮するとよいでしょう。

また、被災した児童生徒等の教科書・学用品等や就学機会の確保を支援することも、学校の果たすべき重要な役割です。支援を要する状況であるかどうかについて把握し適切な支援につなげるため実施すべき事項については、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。事故災害等によって避難・移動や転出を余儀なくされる児童生徒等への配慮事項について、事前に検討して危機管理マニュアルに記載し、教職員間の共通認識としておくことも望まれます。

記載の視点

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 臨時休業等の措置 <ul style="list-style-type: none"> ● 臨時休業の判断基準 ● 保護者等への連絡手段（予備の連絡手段の確保） ● 学校教育再開に向けた下記の対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒等・教職員の被害調査 ● 校舎等の施設・設備等の被害状況把握、応急措置 ● 通学路・通学手段の被害状況把握と必要な措置 ● 臨時登校実施の判断方法、留意点等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応急教育に係る計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ● 教育の場の確保方策 ● 教育課程等の再編成等の対応 ● 避難所運営との調整 ● 教育活動再開時期の決定・連絡 ● 被災児童生徒等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 教科書・学用品等の確保 ● 就学の機会確保 ● 避難・移動又は転出する児童生徒等への対応 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

◆ 教育活動の継続 ⇒ サンプル編 p.84

4-1-5 避難所運営への協力

災害時における避難所の開設・運営は、市町村の災害対策本部が地域の防災組織（自主防災組織等）などと連携して行うことが原則です。学校は、児童生徒等の安全確保や教育活動早期再開のための対応を優先しつつ、施設管理者として、避難所開設・運営に協力します。

事前に、避難所としての学校施設の利用計画や避難所開設・運営の役割分担などについて、市町村の防災担当部局や地域の防災組織と十分に協議して共通認識を構築した上で、学校の役割・体制等について、次のいずれかの形にとりまとめておくといでしょう。

- 危機管理マニュアルの中に項目を設けて記載
- 危機管理マニュアルとは別に、「避難所開設・運営支援マニュアル」などの形で整理
- 市町村や地域の防災組織などがとりまとめる「避難所運営マニュアル」の中で、学校側の役割等について記載

記載の視点

【危機管理マニュアルの中に記載する場合】

- 避難所開設・運営支援の体制
 - ・ 責任者、担当者
 - ・ 長期化した場合の交代体制
- 学校が行う支援
 - ・ 支援の範囲、支援方法
 - ・ 市町村、地域の防災組織等との役割分担、連携・連絡の方法
 - ・ 支援実施上の留意点

【別途定める文書を参照する場合】

- 参照先文書名及び保管場所

◆ 避難所運営への協力 ⇒ サンプル編 p.88

4-2 心のケア

4-2-1 児童生徒等の心のケア

学校保健安全法第29条第3項では、学校は、事故・災害等で危害を受けた児童生徒等や心理的外傷など心身の健康に影響を受けた児童生徒等その他関係者について、心身の健康を回復するために必要な支援を行うものとされています。このため危機管理マニュアルでは、事後対応の一環として、心のケアに関する事項も明確にしておく必要があります。

心のケアの必要性などを判断する上で重要な児童生徒等の心身の健康状態を把握する方法・手順について、保護者との連携方法も含めて定めておきましょう。また、危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある子供にトラウマ反応が現れたときの対応方法についても記載しておくこと、教職員がそれを目安に対応することができます。

さらに、具体的な心のケア体制についても、その体制の内容や立ち上げ手順などを定めておきます。学校で心のケアを実施するにあたっては、必要に応じて地域の医療機関、その他の関係機関との連携を図るよう努めることも求められています。心のケア体制については、必要に応じて専門家・専門機関等が加わることを可能としておくほか、地域の医療機関等との連携について別途明記しておくことも有効です。

記載の視点

- 児童生徒等の心身の健康状態把握方法
 - 情報収集・分析の役割分担
 - 把握すべき項目（健康観察様式など）
 - 保護者との連携（保護者からの情報収集方法など）
- トラウマ反応への対応の基本
- 心のケア体制
 - 体制立ち上げの判断基準・判断者
 - 関係機関・専門家も含めた構成員
 - 主な検討事項

《参考資料》

- 文部科学省 「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」（平成22年7月） https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm
- 文部科学省 「学校における子供の心のケア―サインを見逃さないために―」（平成26年3月） https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1347830.htm

- ◆ 児童生徒等の心のケア ⇒ サンプル編 p.89
- ◆ 危機発生時の健康観察様式 ⇒ サンプル編 p.91
- ◆ 児童生徒等の身体状況等調査票様式 ⇒ サンプル編 p.92

4-2-2 教職員の心のケア

事故・災害等で被災した教職員や、事故・災害等の対応に当たる教職員などもまた、大きなストレスを抱えることが少なくありません。教職員間でこれを共通の認識にするとともに、教職員の相互支援を基盤とした措置を講じることができるよう、教職員の心のケアについても危機管理マニュアルに記載しておくことが望まれます。

記載の視点

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">● 管理職の対応<ul style="list-style-type: none">● 被災教職員への配慮● 業務負担の調整、軽減● 心の健康対策(研修会、健康チェック等) | <ul style="list-style-type: none">● 各教職員の対応<ul style="list-style-type: none">● 自身の心の健康管理● 同僚への配慮、健康観察 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

◆ 教職員の心のケア ⇒ サンプル編 p.93



4-3 調査・検証・報告・再発防止等

4-3-1 学校設置者等への報告、支援要請

学校は、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合など重篤な事故が起こった場合には、下表のとおり、学校の設置者等へ速やかに報告を行うことが求められています。

| | 報告先 |
|-----------------|-------------------------------------------|
| 公立学校 | 学校の設置者 |
| 国立学校 | 学校の設置者 |
| 私立学校・株立学校 | (学校設置者を通じて) 都道府県私学担当課、地方公共団体の学校設置会社担当課 |
| 幼稚園・幼保連携型認定こども園 | 子ども・子育て支援新制度対象施設：市町村 上記以外の施設：都道府県 |

※幼稚園・幼保連携型認定こども園による報告は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付）に基づく。

このため、報告の手順や報告先、報告内容（様式）などについては、あらかじめ危機管理マニュアルに明記しておきます。その際、第一報は正確さや詳細さよりも迅速性を重視すべきであるということも、併せて記載しておくといよいでしょう。

また、事故・災害等の規模が大きかったり、重大な事態が発生したりした場合には、学校単独で対応することには限界もあります。状況によっては、学校設置者等への報告と同時に、人員の派遣や助言等の支援を要請する必要がありますので、そうした判断についても記載しておきます。

記載の視点

- 報告の判断者、報告基準、報告先
- 報告の内容（報告様式等）
- 迅速性の重視
- 支援要請の判断基準

4-3-2 調査

文部科学省の定める「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）では、事故を検証し今後の対策に生かすため、基本調査・詳細調査の2段階からなる調査の実施を求めています（次ページ表参照）。

このうち、原則として学校が実施する基本調査は、事実関係を整理するため、調査対象となる事案の発生後速やかに着手して、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものです。危機管理マニュアルには、こうした対応を円滑に進めるために、あらかじめ必要な事項を定めておくことが必要です。

たとえば、基本調査の調査対象範囲、調査体制のほか、調査として実施する教職員や児童生徒等からの聴き取り方法、記録の取り方などを、具体的に定めておきましょう。また、聴き取り対象となる教職員・児童生徒等の心のケアや、記録等の取扱いなど、調査に際して留意すべき事項も明記しておきます。加えて、基本調査を受けて学校設置者等が行う詳細調査への対応についても記載しておけば、教職員間の共通認識とすることができます。

「学校事故対応に関する指針」に定める調査

| | 基本調査 | 詳細調査 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | <ul style="list-style-type: none"> * 登下校中を含めた学校管理下において発生した死亡事故 * 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故のうち学校設置者が必要と判断した事故 | <ul style="list-style-type: none"> * 基本調査の報告を受けて、学校設置者が判断 |
| 調査主体 | 原則として学校が実施 (学校設置者が指導・助言) | 下記の主体が中立的な立場の外部専門家で構成する調査委員会を設置して実施 <ul style="list-style-type: none"> * 公立・国立学校：特段の事情がない限り、学校設置者 * 私立・株立学校：学校設置者 ただし死亡事故等が発生した場合で、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際は、都道府県等担当課 |
| 位置付け | <ul style="list-style-type: none"> * 事実関係の整理 | <ul style="list-style-type: none"> * 事故に至る過程や事故原因の解明 * 再発防止・学校事故予防への提言 |

記載の視点

- 基本調査の実施
 - ・ 調査対象の基準
 - ・ 死亡事故以外の事案(学校設置者等が調査実施を判断する事案)の発生直後の取扱い
 - ・ 調査体制(役割分担、及びその体制で調査が実施できない場合の代替手段)
 - ・ 調査における心のケアへの配慮(スクールカウンセラーの活用、聴き取り対象者への説明等)
 - ・ 教職員、児童生徒等(当該事案に関係した校外関係者を含む)からの聴き取り方法(記録様式含む)、聴き取りの際の配慮事項
 - ・ 得られた情報の整理方法(整理様式含む)、整理結果の報告
 - ・ 記録の保存期間
- 詳細調査への協力

【コラム】幼稚園・幼保連携型認定こども園における調査

幼稚園・幼保連携型認定こども園については、4-3-1で実施する報告の後、基本調査にあたる事実関係の整理を行い、事故の要因分析や検証等と併せて原則1ヶ月以内程度に第二報として報告します。また、死亡事故等の重大事故については、市町村又は学校設置者において詳細調査にあたる調査を実施する*こととなります。

※子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園及び幼保連携型認定こども園は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日付)に基づき市町村が実施、その他の幼稚園は「学校事故対応に関する指針」に基づき学校設置者(学校法人の求めに応じ必要と認められる際は都道府県等担当課)が実施。

このため、危機管理マニュアルには、事実関係の整理と第二報の報告についての手順等を定めるとともに、市町村や学校設置者による調査への協力も明記しておくことが望まれます。

4-3-3 評価・検証、再発防止

基本調査・詳細調査等の結果は、今後の再発防止に活かすことが不可欠です。

学校設置者等による詳細調査が実施されない場合には、学校として自ら評価・検証し、再発防止策を実施することが必要となります。このため、危機管理マニュアルには、自校における評価・検証について、実施体制等を明記しておきましょう。その際に、評価・検証の視点などを具体的に記載しておくこと、実際に評価・検証を行う際に役立ちます。

また、事故等の教訓を確実に再発防止につなげるため、自校における評価・検証の結果や詳細調査の提言を基に、再発防止策を検討・実施することが必要です。危機管理マニュアルには、そのための具体的な手順などについても記載しておきます。

記載の視点

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 評価・検証 <ul style="list-style-type: none"> ● 評価・検証の体制(実施者) ● 評価・検証の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ● 再発防止策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 再発防止策の検討手順 ● 再発防止策の実施、確認 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

◆ 調査・検証・報告・再発防止等

⇒ サンプル編 p.94

